

( 総 則 )

第1条 委託者及び受託者は、標記の契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、別添の仕様書、図面及び内訳書等(以下「仕様書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 この契約に関する催告、届出、請求、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

( 契約の目的 )

第2条 この契約は対象施設における施設給食(以下「施設給食」という。)が安全かつ衛生的、安定的に供給されることを目的とする。

( 委託業務の内容 )

第3条 委託者は、施設給食の調理業務及びこれに付帯する業務を受託者に委託する。

( 業務の実施方法 )

第4条 受託者は、委託者の提供する対象施設の給食施設、設備、器具、食品、電気、ガス及び上下水道を使用し、委託者の指示する献立及び仕様書に従い、受託業務を履行する。

( 業務履行の確保 )

第5条 受託者は、不測の事態が発生し、業務の履行が不可能となる恐れがあると認められるときは、委託者の指示を受けた上で、正常な業務の履行を確保するよう努めなければならない。

( 関係法規の遵守 )

第6条 受託者は受託業務の履行にあたっては、施設給食に関する法規並びに食品衛生及び公衆衛生に関する法規を遵守しなければならない。

( 衛生管理 )

第7条 受託者は、業務従事者の健康管理及び業務の衛生管理には万全を期さなければならない。

( 権利業務の譲渡等 )

第8条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保の目的に供することができない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

( 一括下請負の禁止 )

第9条 受託者は、この契約について受託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

( 委託者の調査権等 )

第10条 委託者は、この契約に基づく委託業務に関する事項について、受託者に対して調査し、又は報告を求めることができる。

( 完了報告 )

第11条 受託者は、毎月10日までに前月分の受託業務について完了した旨の報告を委託者に対して文書をもって行わなければならない。

( 検 査 )

第12条 受託者は、受託業務の履行結果について、仕様書及び業務指示書に基づく委託者の検査を受けるものとする。

2 前項の検査の結果、不合格の箇所があったときは、ただちに手直しをしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により手直しが終了したときは、すみやかに届出て、委託者の検査を受けなければならない。

第13条 受託者が手直しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、委託者は受託者の負担でこれを執行することができる。

2 前項の場合において、受託者が損害を被ることがあっても、委託者はその賠償の責を負わない。

( 違約金の徴収 )

第14条 受託者が指定期日に受託業務を履行しないとき又は第12条第2項の手直しを行わなかったときは、契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256条)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)(以下「法定率」という。)を乗じて計算して得た額を違約金として委託者に納付するものとする。ただし、委託者が個々に分割して履行しても支障がないと認めるときは、各部分について計算することができる。

( 損害賠償 )

第15条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対し損害賠償を求めることができる。

(1)委託業務の履行にあたり、受託者の責めに帰すべき理由により伝染病、食中毒等の事故が発生したとき。

(2)この契約に定める義務に違反し、委託者に損害を与えたとき。

( 契約内容の変更等 )

第16条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約内容を変更し、又は履行の中止を行うことができる。

( 天災その他不可抗力による契約内容の変更 )

第17条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

( 契約金額の増減に伴う契約保証金の変更 )

第18条 契約保証金の支払を約した場合において、契約金額が増減されたときは、契約保証金の額はこれに応じて増減する。ただし、業務の進歩状況により、その半額以内の額を還付することができる。

2 前項前段の場合において、既納保証金が未払契約金額の10分の1以上になるときは、更に納入を要しないものとする。

( 協議解除 )

第19条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、委託者は当該履行部分に対する契約代金相当額を受託者に支払うものとする。

3 受託者は第16条の中止期間が4月以上に及ぶとき、又は契約後4月を経過しても着手の指示がないときは、委託者と協議の上契約の全部又は一部を解除することができる。

( 委託者の催告による解除権 )

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2)受託者が委託期間内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと委託者が認めるとき。

(3)受託者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当り不正な行為をしたとき。

(4)受託者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく委託者の監督又は検査の実施に当たり委託者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(5)受託者が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたとき、又は受託者について破産の申し立てがあったとき。

(6)前各号のほか、受託者がこの契約事項に違反したとき。

( 委託者の催告によらない解除権 )

第20条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)第24条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2)業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3)受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)第19条第3項に定める場合のほか、受託者から契約解除の申し出があったとき。

(8)受託者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(9)公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(10)この契約に関して、受託者(受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

( 契約が解除された場合等の違約金 )

第20条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。ただし、受託者が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたため契約が解除されたとき、又は正当な理由による受託者からの申し出に基づき契約が解除されたときは、この限りでない。

(1)前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 本条は、第14条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

( 代金の支払方法等 )

第21条 契約代金は、別記内訳書の定めるところにより毎月払とする。契約代金又は保証金は、受託者がこの委託業務を完了し、かつ委託者の検査に合格した後、受託者の請求により30日以内に支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 契約代金の支払が期限内に終了しないときは、委託者は、延滞日数1日につき支払金額に法定率を乗じて計算して得た額を受託者に支払うものとする。

3 契約代金の支払場所は、委託者の指定したところとする。

( 賠償の予定 )

第22条 受託者は、第20条の2第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を委託者に対して支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第20条の2第10号のうち、受託者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

( 相 殺 )

第23条 委託者は、この契約において受託者から取得する金額があるときは、受託者に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

( 権利の譲渡等 )

第24条 受託者はこの契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

( 疑義の決定等 )

第25条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、委託者と受託者とで協議の上定めるものとする。